

東近江ケーブルネットワークサービス加入契約約款

変更前

第4条(加入金等)

第1項

加入者は、別表1に定める加入金及び引込工事費を、第8条に定める方法により支払うものとします。

第5条(加入者からの初期契約解除)

第5項

第1項の規程により初期契約解除を行った場合、当社は加入者に対して損害賠償若しくは違約金その他金銭等は請求いたしません。ただし、契約の解除までの期間において既に完了した引込工事、宅内工事については、別表1に定める対価請求告示(総務省の「初期契約解除制度に伴う対価請求の上限額を定める告示」)の掲げる上限額の限度で工事費を請求できるものとします。

第7条(利用料)

第1項

加入者は、別表1に定める月額利用料を、そのサービス開始日または引込み工事の完了日から3か月のいずれか早い方の日の属する月の翌月分から、当社に支払うものとします。

第2項

加入者は、その希望により有料番組サービスの提供を受ける場合は、そのサービス開始日の属する月分から、別表1に定める有料番組料金を支払うものとします。

第3項

当社が自己の責に帰すべき事由により、加入契約で取り決めたサービスの全てを1か月のうち連続して10日以上、停止した場合には、第1項及び第2項の規程にかかわらず、当該月分の月額利用料及び有料番組料金(以下両者をまとめて「利用料」という。)を無料とします。

第5項

別表1に定める利用料の中にはNHKの放送受信料(衛星放送の受信料を含む)及びWOWOWの有料放送サービス視聴料金は含まれておりません。

第8条(料金等の支払い方法)

第1項

加入者は、加入金、引込み工事費、利用料及びその他の条項に定めた費用等について、別途当社が指定する期日までに、指定する方法により支払うこととします。

変更後

第4条(加入金等)

第1項

加入者は、別表1の1に定める加入金及び**引込み工事負担金**を、第8条に定める方法により支払うものとします。

第5条(加入者からの初期契約解除)

第5項

第1項の**規定**により初期契約解除を行った場合、当社は加入者に対して損害賠償若しくは違約金その他金銭等は請求いたしません。ただし、契約の解除までの期間において既に完了した引込工事、宅内工事については、**別表1の1及び2**に定める対価請求告示(総務省の「初期契約解除制度に伴う対価請求の上限額を定める告示」)の掲げる上限額の限度で工事費を請求できるものとします。

第7条(利用料)

第1項

加入者は、**別表1の3**に定める月額利用料を、そのサービス開始日または引込み工事の完了日から3か月のいずれか早い方の日の属する月の翌月分から、当社に支払うものとします。

第2項

加入者は、その希望により有料**チャンネル**サービスの提供を受ける場合は、そのサービス開始日の属する月分から、**別表1の4**に定める有料**チャンネル**料金を支払うものとします。

第3項

当社が自己の責に帰すべき事由により、加入契約で取り決めたサービスの全てを1か月のうち連続して10日以上、停止した場合には、第1項及び第2項の規程にかかわらず、当該月分の月額利用料及び有料**チャンネル**料金(以下両者をまとめて「利用料」という。)を無料とします。

第5項

別表1の3に定める利用料の中にはNHKの放送受信料(衛星放送の受信料を含む)及びWOWOWの有料放送サービス視聴料金は含まれておりません。

第8条(料金等の支払い方法)

第1項

加入者は、加入金、**引込み工事負担金**、利用料及びその他の条項に定めた費用等について、別途当社が指定する期日までに、指定する方法により支払うこととします。

東近江ケーブルネットワークサービス加入契約約款

変更前

第13条(施設の設置及び費用の負担、施設の所有関係)
第1項
当社は、本施設のうち、放送センターから加入者の最寄りのカプラクロージャまでの施設の設置に要する費用を負担するものとします。

第14条(施設の維持管理・保守工事等)
第1項
本施設の維持管理は、第13条4項の所有区分により、それぞれの所有者が行うものとします。

第19条(一時休止)
第3項
加入者は、別表に定める一時休止または再開手数料を当社に支払うものとします。

第22条(解約)
第3項
解約の場合、加入者は、第7条の規定による料金を解約日の属する月分まで支払うものとし、当社は、引込み線、V-ONU、D-ONU、STB、音声告知端末機、その他付属品等の当社所有の施設を撤去し、加入者は、別表に定める引込み線撤去費を負担するものとします。また、撤去に伴い加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構造物等の復旧を要する場合は、加入者がその責任を負うものとします。

附 則
3)この契約約款は、平成31年4月1日より施行します。

別表1(料金表)
2 工事費
項目 引込み工事費
4 月額利用料(STBを買い取りでご利用の場合)
オプションチャンネル名
摘要 オプションチャンネル
7 初期契約解除対価請求費用
項目 引込工事負担金

変更後

第13条(引込線の設置及び費用の負担)
第1項
引込線は、加入者の最寄りのカプラクロージャから利用場所までのV-ONUまでとし、その所有及び管理は当社が行うものとします。
第2項
引込み線の設置は、当社が行うものとします。
第3項
引込み線の工事に係る費用の一部についての負担金は、第4条第1項のとおりとします。

第14条(施設の維持管理・保守工事等)
第1項
本施設の維持管理は、それぞれ施設の所有者が行うものとし、第10条第1項に定める機器については、加入者が善良な維持管理に努めるものとします。

第19条(一時休止)
第3項
加入者は、別表1の5に定める一時休止または再開手数料を当社に支払うものとします。

第22条(解約)
第3項
解約の場合、加入者は、第7条の規定による料金を解約日の属する月分まで支払うものとし、当社は、引込み線、V-ONU、D-ONU、STB、音声告知端末機、その他付属品等の当社所有の施設を撤去し、加入者は、別表1の5に定める加入契約の解約手数料を負担するものとします。また、撤去に伴い加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構造物等の復旧を要する場合は、加入者がその責任を負うものとします。

附 則
3)この契約約款は、令和2年4月1日より施行します。

別表1(料金表)
2 工事負担金
項目 引込み工事負担金
4 有料チャンネル
有料チャンネル名
摘要 有料チャンネル
7 初期契約解除対価請求費用
項目 引込工事負担金

インターネットサービス加入契約約款

変更前

第9条(加入者からの初期契約解除)

第4項

第1項の規程により初期契約解除を行った場合、加入者は加入契約料の還付を請求することが出来ます。ただし、加入の意思がないにもかかわらず加入申込みを行う等悪徳の意思をもって加入申込みを行った場合、加入申込みをした加入者に対する保護を図ることとする同項の規定の趣旨に反していると明らかに認められるときは、この限りではありません。

第23条(利用料等の支払義務)

第2項第3号

前2号の規定によるほか、加入者は、次の表に掲げる場合を除き、インターネット接続サービスを利用できなかった期間中の利用料等の支払を要します。

区 別

1、加入者の責めによらない理由によりそのインターネット接続サービスを全く利用できない状態(その加入契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい障害が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。

支払を要しない料金

そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのインターネット接続サービスについての利用料等(その料金が別表1の規定により利用の都度発生する利用料は除きます。)

第34条(契約者の関係者による利用)

第2項

前項の場合、加入者は、当該関係者が第34条各号に定める禁止事項のいずれかを行い、又は故意又は過失により当社に賠償を被らせた場合、当該関係者の行為を加入者の行為とみなして、この契約約款の各条項が適用されるものとします。

変更後

第9条(加入者からの初期契約解除)

第4項

第1項の規定により初期契約解除を行った場合、加入者は加入契約料の還付を請求することが出来ます。ただし、加入の意思がないにもかかわらず加入申込みを行う等悪徳の意思をもって加入申込みを行った場合、加入申込みをした加入者に対する保護を図ることとする同項の規定の趣旨に反していると明らかに認められるときは、この限りではありません。

第23条(利用料等の支払義務)

第2項第3号

前2号の規定によるほか、加入者は、次の表に掲げる場合を除き、インターネット接続サービスを利用できなかった期間中の利用料等の支払を要します。

区 別

1、加入者の責によらない理由によりそのインターネット接続サービスを全く利用できない状態(その加入契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい障害が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。

支払を要しない料金

そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのインターネット接続サービスについての利用料等(その料金が別表1の規定により利用の都度発生する利用料は除きます。)

※ただし、サービスの維持に係る機器の更新及び計画工事によるものについては、その限りではありません。

第34条(契約者の関係者による利用)

第2項

前項の場合、加入者は、当該関係者が第35条各号に定める禁止事項のいずれかを行い、又は故意又は過失により当社に賠償を被らせた場合、当該関係者の行為を加入者の行為とみなして、この契約約款の各条項が適用されるものとします。

インターネットサービス加入契約約款

変更前

第36条(責任の制限)

第1項

当社は、インターネット接続サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのインターネット接続サービスが全く利用できない状態(その加入契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以上この条において同じとします。)にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その加入者の損害を次項に限りて賠償します。

附 則

3)この契約約款は、平成28年6月1日より施行します。

変更後

第36条(責任の制限)

第1項

当社は、インターネット接続サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのインターネット接続サービスが全く利用できない状態(その加入契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以上この条において同じとします。)にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その加入者の損害を次項に限りて賠償します。ただし、サービスの維持に係る機器の更新及び計画工事によるものについては、その限りではありません。

附 則

3)この契約約款は、令和2年4月1日より施行します。